

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
<p>司会 (野口課長)</p>	<p>ただ今から、平成30年度第1回久喜市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに会議についてご説明させていただきます。本審議会は久喜市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定められております。</p> <p>本日の出席委員は、13人でございます。定足数に達しておりますことから、本審議会は成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議に入りますが、はじめに、配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は全部で6点でございます。</p> <p>①平成30年度第1回久喜市都市計画審議会次第 ②資料1 久喜市都市計画審議会条例及び久喜市都市計画審議会運営規則 ③資料2 久喜市審議会等の会議の公開に関する条例及び久喜市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則 ④資料3 傍聴要領(案) ⑤資料4 久喜市都市計画審議会委員名簿 ⑥資料5 都市計画審議会の役割について</p> <p>でございます。また、委員の皆様には、今後の資料といたしまして、久喜市都市計画図(1/15,000)及び久喜市都市計画マスタープランを配布させていただいております。</p> <p>皆様、お手元にご覧いただけますでしょうか。資料の不足等がございましたら、事務局までお伝えいただければと存じます。</p>
<p>司会 (野口課長)</p>	<p>【 各委員 資料確認 】</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本日は第1回の審議会ということで、審議会の運営に関する基礎的な事項について3点ほど、ご了承をいただきたいことがございます。</p> <p>1点目は、会議の公開についてでございます。</p> <p>資料1の3ページ目をご覧ください。</p> <p>久喜市都市計画審議会運営規則第5条の規定により、本審議会につきましては、公開とさせていただきます。</p> <p>2点目は、審議会の傍聴についてでございます。</p> <p>資料2の4ページ目の久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第7条により、何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議は傍聴することができるとしております。</p> <p>また、同条例第6条第6号の規定に基づく、傍聴手続の公表にあたり、資料3として傍聴要領の案を作成いたしましたので、この内容でよろしいかお伺いしたいと思います。</p> <p>3点目は、会議録の作成についてでございます。</p> <p>資料2の4ページ目の久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第9条及び第10条の規定により、会議録を作成し、写しを閲覧に供しなければならないとされております。</p>

	<p>本日の会議の記録のため、録音及び写真の撮影につきましては、ご了承をいただきたいと存じます。</p> <p>会議録の作成形式は、基本的には全文記録方式とし、会議録については、市ホームページ等で公開いたします。</p> <p>なお、会議録の確認、署名につきましては、会長にお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
各委員	【 異議なし 】
司会 (野口課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第に従いまして会議を進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、次第2の市長挨拶でございます。</p> <p>梅田市長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
梅田市長	【 挨拶省略 】
司会 (野口課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第3の委員及び事務局等の紹介に移らせていただきます。</p> <p>本日は、初めての会議でございますので、大変恐縮ではございますが、皆様には、改めまして、自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、青木委員からご紹介をお願い致します。</p>
各委員	【 自己紹介 】
司会 (野口課長)	<p>皆様、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局の職員を紹介いたします。</p>
事務局	【 事務局紹介 】
司会 (野口課長)	<p>それでは、次第4の議題に入らせていただきます。</p> <p>議長につきましては、久喜市都市計画審議会条例第6条第1項に会長が議長となると規定されておりますが、会長、副会長が選出されるまでの間、仮議長として梅田市長に会議を進行していただきます。</p> <p>梅田市長よろしくお願い致します。</p>
仮議長 (梅田市長)	<p>それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、暫時、私が仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願い致します。</p> <p>今回は、委嘱後の初めての会議でございますので、簡単に本審議会の説明を事務局からお願い致します。</p>
司会 (野口課長)	<p>久喜市都市計画審議会につきまして、簡単ではございますが、私からご説明を申し上げます。</p> <p>資料1の1ページ目、久喜市都市計画審議会条例をご覧ください。</p> <p>久喜市都市計画審議会の設置は、条例第1条のとおりとなっております。本審議会の所掌事務ですが、都市計画法で定める事項のほか、市が決定する都市計画について調査審議する等でございます。</p> <p>本審議会の構成委員は、条例第3条にございまして、委員15人以内で組織し、会長、副会長を各1名置くこととしております。</p> <p>会長は、条例第5条第2項の規定により、学識経験者につき委嘱された委員の中から、委員の選挙によりこれを定めるとされております。</p> <p>また、副会長は、条例第5条第3項の規定より、委員の中から選挙するとされております。</p>

	過去の先例を申しますと、久喜市都市計画審議会の会長は、指名推薦で選出しております。
仮議長 (梅田市長)	ここで、皆様にお諮り致します。 ただ今、事務局から過去の先例により、会長は指名推薦で選出しているということでありましたが、指名推薦による選出方法でよろしいでしょうか。
各委員	【 異議なし 】
仮議長 (梅田市長)	異議なしというご意見ということで、まずは会長の指名推薦を行います。どなたか推薦をお願いします。
平井委員	前回は、会長を務められておりました高沢委員が適任と思われるので、会長に推薦させていただきます。
仮議長 (梅田市長)	ありがとうございます。 ただ今、平井委員から高沢委員のご推挙がございましたが、ここでお諮り致します。会長に高沢委員を選任することよろしいでしょうか。
各委員	【 異議なし 】
会議長 (梅田市長)	皆様、よろしいでしょうか。 高沢委員もよろしいでしょうか。
高沢委員	よろしくをお願いします。
仮議長 (梅田市長)	それでは、ご本人にもご了解をいただきましたので、会長は、高沢委員に決定させていただきます。 続きまして、副会長の選出を行うこととします。副会長の選出は、いかがいたしましょうか。
長谷川委員	会長の推薦でいかがでしょうか。
仮議長 (梅田市長)	ただ今、会長の推薦というご意見がありました。委員の皆様、会長の推薦で副会長を選出してよろしいでしょうか。
各委員	【 異議なし 】
仮議長 (梅田市長)	それでは、会長にご発言をお願い致します。
高沢会長	それでは、私の方から副会長の指名をさせていただきます。知識経験が豊富である岡崎克巳委員にお願いしたいと思います。
仮議長 (梅田市長)	ただ今、高沢会長から、副会長に岡崎委員がよろしいのではないかという発言がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。
各委員	【 異議なし 】
仮議長 (梅田市長)	意義なしと認め、副会長は岡崎委員と決定させていただきます。 それでは、会長に高沢委員、副会長に岡崎委員ということで、よろしくお願ひ申し上げます。 お陰をもちまして、無事、会長、副会長を選出することができましたので、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
司会 (野口課長)	ありがとうございました。 大変恐縮ですが、梅田市長におかれましては、この後、公務のため、ここで退席させていただきます。
	【 市長退席 】
司会 (野口課長)	それでは、会長、副会長が決まりました。 会長、副会長におかれましては、席をお移りください。 それでは、会長、副会長が決まりましたので、会長並びに副会長にご挨拶を賜りたいと存じます。

	高沢会長、よろしくお願い致します。
高沢会長	【 挨拶省略 】
司会 (野口課長)	ありがとうございました。 続きまして、岡崎副会長よろしくお願い致します。
岡崎副会長	【 挨拶省略 】
司会 (野口課長)	ありがとうございました。 それでは、引き続き、議題を進めてまいりたいと存じます。 会議の進行につきましては、久喜市都市計画審議会条例第6条の規定によりまして、会長に議長に就任していただき、会議を進めていただきたいと思います。
議長 (高沢会長)	それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。 議事が円滑に進行いたしますよう、皆様の特段のご協力をお願いいたします。 それでは、次第5のその他といたしまして、都市計画審議会の役割について、事務局から説明をお願い致します。
事務局 (藤本係長)	私から次第5の都市計画審議会の役割について、ご説明させていただきます。着座にて失礼致します。 それでは、資料5がございまして、皆様、お手元にご準備をお願い致します。 先ほど、市長より久喜市都市計画審議会委員の委嘱をさせていただいたところがございます。皆様の中には、都市計画に精通されている方だけでなく、今回、初めて都市計画に携わるといった方もおられますことから、都市計画審議会の役割について、改めてご説明させていただきます。 それでは、資料5の1ページ目、1番の都市計画審議会の役割となります。そのまま少し読ませていただきます。 都市計画審議会の役割は、市の健全な発展、秩序と調和のとれた都市づくりを推進するための都市計画を実施するにあたり、久喜市の附属機関として久喜市都市計画審議会が設置されております。久喜市都市計画審議会の役割は、都市計画法第77条の2第1項の規定されておまして、主に3点あります。1点目は、市が決定する都市計画について委員の皆様にご調査審議をしていただくことです。2点目は、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議することです。3点目は、都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することとされております。 具体的に申し上げますと、①の市が決定する都市計画について調査審議することは、資料の順番が前後してしまいますが、資料5の最後のページ、4番の過去の審議会の審議内容でご説明させていただきます。 本日からちょうど2年前の平成28年8月31日の平成28年度第1回都市計画審議会におきまして、2年の任期で委員の委嘱をさせていただきました。この会議では、会長、副会長の選出を行った後、栗橋の利根川を古河に渡るところにあります栗橋北二丁目地区及びモラージュ菖蒲の隣にあります菖蒲町菖蒲地区におきまして、当時計画していた都市計画変更の内容につきまして、ご説明させていただきました。 その後、平成28年10月5日の第2回久喜市都市計画審議会でも栗橋北二丁目地区と菖蒲町菖蒲地区の都市計画の変更について、久

喜市都市計画審議会にお諮りし、調査審議していただいております。

また、平成29年3月29日の第3回都市計画審議会では、東京理科大学の跡地の土地利用を決めていく上で、地区計画の都市計画決定につきまして、調査審議いただいたところです。

平成29年度は、法改正に伴う3地区の地区計画の変更と生産緑地地区の変更ということで、都市計画の変更をご審議いただきました。

資料5の1ページ目に戻っていただきたいと思っております。

このように、①の市が決定する都市計画について調査審議していただくこと、これが、委員の皆様を実施していただくこととなります。

②の市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議することは、例えば、都市計画マスタープランを策定する際や、開発許可の基準等を定める際など、市長が諮問させていただきまして、委員の皆様へ調査審議していただくこととなります。

③につきましては、具体的な事例が見つかりませんでしたが、法に定められた内容のひとつでございますので、資料には記載させていただきました。

資料5の中段を読ませていただきます。

都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、土地等の関係者の権利や利害をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定める又は変更する前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めることになっております。

都市計画を定めると土地利用について一定の制限を設けたり、特定の土地利用を誘導したりすることから、市民の皆様へ大きな影響を及ぼすこととなります。

そのようなことから、都市計画を定めるときには、仮に行政機関だけで判断をしますと様々な問題が生じる可能性がございますので、第三者からなる都市計画審議会に調査、審議をしていただくことになっております。

委員の皆様には、今後2年間、新たな都市計画を決定したり、既に定められている都市計画を変更したりする際に、その都市計画の内容や作成手続きにつきまして、ご審議いただくこととなります。

次に、2番の都市計画の決定権者です。

資料5の1ページ目の真ん中の表をご覧ください。なお、この表は2ページ目まで続いております。

都市計画法では、都市計画の内容や影響の範囲に応じて、都市計画を決定する主体が決まっております。

資料5に記載されている表の右側の列に丸をつけた市街化区域と市街化調整区域を分ける「区域区分」や国道や県道などの大きな幹線の「道路」、それから2ページ目の下に記載があります市街地整備事業で、事業面積が50ha以上の国や都道府県が施行する規模が大きい「土地区画整理事業」など、主に広域的な見地から決定すべき都市計画は、都道府県が定めることとなっております。

一方で、表の左側に丸を付けております「用途地域」や市が管理する道路のうち都市計画に定める主要な「道路」、「地区計画」などにつきましては、住民の皆様へ生活に身近な都市計画でありますので、市町村が定めることとされております。

	<p>この表では、左側に都市計画の内容が記載されております。最初に、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や次の区域区分など、着色されている部分がありますが、これらは、現在、久喜市に定められている都市計画であります。着色がされていない都市計画は、現在、久喜市には定められておりません。</p> <p>続きまして、3ページ目の3番、久喜市が定める都市計画の決定、変更の手続きです。</p> <p>市が都市計画を決定、変更する場合は、はじめに、都市計画の素案を作成します。</p> <p>この素案を基に、埼玉県や交通管理者である警察、道路管理者などの関係機関と事前調整を行い、都市計画の原案を作成します。</p> <p>この都市計画の原案は、必要に応じて公聴会や住民説明会などを開催することで、住民の皆様との質疑等を通して、その意見を反映させる機会を設けます。</p> <p>その後、改めて関係機関と協議し、都市計画の案が確定します。</p> <p>都市計画の案は、埼玉県知事との協議を経て、公告、縦覧され、もう一度、市民の方が意見書を提出する機会を設けます。</p> <p>そして、都市計画の案に、提出された意見書を添えて、久喜市都市計画審議会で委員の皆様にご審議いただいたのち、決定告示、縦覧公告を行うことで、都市計画が決定・変更されることとなります。</p> <p>このように、都市計画を定めるには、さまざまな手続きや市民の意見を反映させる機会を設けることが義務付けられております。</p> <p>その中でも、都市計画審議会における審議は、都市計画を決定、変更する直前に、都市計画の内容や決定手続きに問題がなかったかなどをご審議していただくことから、大変重要な手続きとなっております。</p> <p>今後、2年間、委員の皆様には、市が決定する都市計画について、調査、審議をしていただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上で、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
<p>議長 (高沢会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から都市計画審議会の役割について、説明がありましたが、皆様からご質問等はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 質問等なし 】</p>
<p>議長 (高沢会長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日予定しておりました議題が終了となりますが、事務局より連絡事項はありますか。</p>
<p>司会 (野口課長)</p>	<p>それでは、事務連絡を申し上げます。</p> <p>1点目は、次回の都市計画審議会の開催時期につきましては、未定でございます。第2回久喜市都市計画審議会の開催が決定しましたらご連絡いたしますので、よろしくごお願い申し上げます。</p> <p>2点目は、委員の皆様のご個人情報についてでございます。</p> <p>本日皆様におかれましては、久喜市都市計画審議会の委員として委嘱させていただきましたが、附属機関の委員の方は公職者となりますので、お配りしました資料4の久喜市都市計画審議会委員名簿の内容を市ホームページにて掲載するほか、市で作成する公職者名簿への登載をすることとなります。ご了承をいただきたいと思います。</p>

	<p>す。</p> <p>公職者名簿への登載事項としましては、審議会における役職、氏名、住所、電話番号、委員の任期となっております。公職者名簿への登載について、ご承認をいただければと思います。</p> <p>なお、公職者名簿への登載事項につきましては、住所や電話番号といった一部の情報を掲載しない等の対応も可能でございますので、そのような対応がご希望の方は事務局まで個別にお申し出ください。</p> <p>最後に、本市の都市計画の推進に、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
議長 (高沢会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>これもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆様、ご協力をありがとうございました。</p>
司会 (野口課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして岡崎副会長から閉会のご挨拶をお願い致します。</p>
岡崎副会長	<p>【 挨拶省略 】</p>
司会 (野口課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上もちまして、平成30年度第1回久喜市都市計画審議会を終了させていただきます。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成30年9月16日</p> <p>久喜市都市計画審議会</p> <p>会長 高 沢 清 史</p>	